4　規則第十六条第三項の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

職種	作業
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
養殖業	ほたてがい・まがき養殖作業

5　規則第二十九条第二項の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

職種	作業
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業

6　規則第五十二条第一号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

職種	作業
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業

第七項の次に次の一項を加える。

	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業

8　規則第五十四条第一項第九号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

職種	作業
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○農林水産省告示第九百三十七号

漁船漁業職種及び養殖業職種に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省厚生労働省令第三号）第十二条第一項第十四号、第十四条第五号、第十六条第三項、第二十九条第二項、第五十二条第一号及び第五十四条第一項第九号に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等を次のように定める。

平成二十九年六月七日　　農林水産大臣　山本　有二

漁船漁業職種及び養殖業職種に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等

（漁船漁業職種に属する作業についての基準）

第一条　漁船漁業職種に属する作業（以下単に「漁船漁業職種・作業」という。）に係る外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十二条第一項第十四号に規定する告示で定める基準は、次のとおりとする。

一　企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては、企業単独型技能実習生が乗り組む漁船と申請者（規則第五条第一項に規定する申請者をいう。以下同じ。）又はその役員若しくは職員（技能実習生を除く。）であって漁船に乗り組んでいないものとの間で無線その他の通信手段が確保されていること。

二　団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては、団体監理型技能実習生が乗り組む漁船と監理団体との間で無線その他の通信手段が確保されていること。